

30分電力量・確定使用量通知のBPに関するご意見・ご要望

No.	区分 (意見・要望・質問など)	対象箇所 (頁・章・節など)	ご意見・ご要望	回答	改修希望 (希望の場合○を入れてください)	対応
4	要望	統一化帳票	現状、統一化帳票はCSVファイルにて提供され、事業者がダウンロードして取り込む事となっているが、事業者ダウンロードではなく確定使用量と同様な提供に頂きたい。	BP化については、各事業者様のご意見も伺いつつ今後検討したいと思えます。	3	継続
9	意見	確定使用量通知業務ビジネスプロトコル標準規格Ver3A P.7	提供可否コード(JP06405)が否の場合、計器区分コード(JP06407)「◎」、確定使用量対象年月日(JP06423)「○」など必ず使用するデータ要素が提供されていません。	運用事例集に記載 (P.19 JP06405の項目) のとおり、提供可否コードが否の場合に、後続のデータ項目が省略されることがあります。 BP標準規格の記載が分かりやすくなるよう検討します。 → BPの記載方法については要検討	1	対応後クローズ
10	要望	【発電者の仕訳後の電力量のお知らせ】(低圧)	旧制度では開示されていた指示数が開示されなくなっている。新書式では電力量の提示のみであるため、電力会社様から提示される電力量の根拠が全く不明となっており、提示される値の妥当性を検証することができない。電力量だけでなく、これまで開示されていた指示数を併せて提示していただきたい。	標準化帳票に記載する項目については、広域的運営推進機関設立準備組合の各検討会等において意見照会を行い、頂いたご意見を反映して作成いたしました。特に指示数に関してのご意見は無かったと認識していますが、ご意見を踏まえ、他の事業者のニーズや一般送配電事業者の状況を確認のうえ、検討したいと考えております。	1	継続
12	要望	標準化帳票仕様(ファイル名、データ属性) 20160412.xlsx 「ファイル名(発電者の仕訳後の電力量)」シート	ファイル名が長く(75バイト程度)、命名規則の細部で統一されていない。作成ファイル、公開方法等、各社の仕様を個別に確認することなく、統一的な命名規則、運用方法としていただきたい。	標準化帳票はファイル形式や提供項目を標準化したものであり、ファイル名は各一般送配電事業者の仕様に基づきます。 他の事業者のニーズや一般送配電事業者の状況を確認のうえ、対応方法・時期も含め検討します。	2	継続
13	要望	確定使用量BP・30分電力量BP_運用事例集_1.2版 71頁 5. EDI共通規格に関する補足	XMLスキーマにおける名前空間の設定について、現状では運用事例集に補足として記載されているのみの認識であるが、規格自体の内容であるため「小売電気事業者・一般送配電事業者間EDI共通規格」へも反映いただきたい。	次回改定時に反映できるよう検討します。 → 規格見直しで対応完了予定		対応後クローズ
20	要望	メッセージファイル名称付与規則	メッセージファイル名称に発信者コードを追加していただきたい。	各社システムへの影響が非常に大きいと推測されるため、メッセージファイル内をご確認いただくをお願いします。		継続
26	要望	30分電力量通知	「JP06121」(管理番号)の採番方法が各送配電事業者によって異なる。常時線・予備線で番号を分けている事業者が多いが、その採番がまちまちであるため、統一性を重視し共通の採番方法に頂きたい。	ご指摘の「JP06121」(管理番号)について各社の取り扱いがどのようになっているのか確認いたします。 → 各社の「JP06121」(管理番号)は別紙のとおりです。番号体系が大幅に異なっており10社を統一することは困難と考えます。なお、別紙の内容については、運用事例集に反映予定です。		対応後クローズ
28	要望	制限中止割引帳票	現時点ではPUSHではなくPULLで当該帳票の有無を、毎日各一般送配電事業者のサーバーに確認に行かなければならず、広域停電の対応には相当の時間がかかる。API、オンライン化をお願いしたい。	制限中止割引帳票の提供方法を変更すると一般送配電事業者、小売事業者双方に影響が生じるため、ニーズを掘り下げつつ、検討いたします。	1	

30分電力量・確定使用量通知のBPに関するご意見・ご要望

No.	区分 (意見・要望・質問など)	対象箇所 (頁・章・節など)	ご意見・ご要望	回答	改修希望 (希望の場合○を入れてください)	対応
30	質問	検針日近傍における切替時の確定使用量通知	切替日が検針日の近傍であった場合、当該月ではなく、翌月に2ヵ月分の各種請求が来る場合がある。翌月送りとなる日数の基準が不明確であるため、都度送配電に問合せしており、業務効率化のためルール化が望まれる。	<p>現在各社確認を行っておりますが、検針出向に必要となる検針データのシステム作成に要する期間が、各社のシステムロジックや各月のカレンダー、営業日の影響を斟酌しながら設定しており、統一的にお示しすることは困難ですので、恐れ入りますが、必要に応じて送配電事業者へご確認をいただきますようお願いいたします。</p> <p>→各社の状況を確認いたしました。</p> <p>■スイッチングにおいて、翌月送りの請求がなされる可能性のあるエリア 中部・関西（その他エリアは原則発生しません）</p> <p>中部：S W支援システムの受付工程が検針日の2営業日前までに「処理完了」にならず、かつ、施工予定日と検針日のあいだが8日以内である場合、翌月送りの2ヵ月請求を行う。</p> <p>関西：原則、定例検針日でのスイッチングにご協力をお願いしているところ。2ヵ月分請求が発生するのは、以下の理由による。検針準備のデータを4営業日前から作成して準備しているが、当該月に託送料を請求するためには、それまでにS W支援システムが「処理完了」となっている必要がある。完了していない場合、託送料金の請求タイミングに間に合わないため、翌月同日程にて2ヵ月分を請求することとなる。</p> <p>■再点の場合に翌月送りの請求がなされる可能性のあるエリア（上記2社以外） 北海道・中国</p> <p>北海道：再点の場合、申込日、受付日、異動日、料金調定作業等のタイミング（一概に何日との回答は困難）によっては、翌月に2ヵ月分請求する場合がある。</p> <p>中国：遡及再点等の場合は、まとめた請求になる場合がある。</p> <p>上記確認対象が低圧、高圧、双方の何れか再度確認 北海道：再点の例は低圧のみでそれ以外では低圧高圧とも発生しない。 中部：翌月送りは低圧のみで高圧はなし。 その他：低圧、高圧とも同様</p>	1	

※更新箇所のみ赤字